

9/20 54-78

加藤担当相 実母に家賃

山形の事務所 每月15万円

政治資金収支報告書

す。

山形県の加藤鮎子は、市にある事務所の家賃を実母に支出している。この問題は、19日の記者会見で、自身が代表を務める資金管理団体が山形県鶴岡市によると、加藤氏の「加藤鮎子地域政策研究会」は、物件を所有する実母に家賃として毎月15万円を支出しています。家賃が相場価格より高額な場合、差額が公職選舉法に違反する寄付に当たる可能性があります。

加藤氏は会見で、「市にある事務所の家賃を実母に支出して受け取ることのないよう適切な対応を取っています。家賃が相場価格より高額な場合は、差額が公職選舉法に違反する寄付に当たる可能性があります」と述べ、家賃相場を近く説明する意図を明らかにしました。